

次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業 香川県内第5号 (平成31年2月7日認定決定)

ホシザキ四国株式会社 (高松市)

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定企業がさらに高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合には、優良な「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」マークが付与されます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。



認定に関する主な取組内容

◆労働者数 333人 (うち女性65人) ◆計画期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日

[両立支援に関する取組および制度]

- ・育児・介護休業法の改正について社内周知を行い、併せて社内規定を改訂しました。
- ・長期の子の看護、介護、私傷病に利用できる失効年次有給休暇積立制度を導入しました。
- ・産休育休取得者支援のためのフォローシートを作成し、復職しやすい体制整備に取り組んでいます。

[働き方の見直しに資する労働条件整備の取組]

- ・年次有給休暇取得率55%以上を目標に掲げ、「有給休暇取得予定カレンダー」の作成等により呼びかけを行い、取得率57%を達成しました。
- ・女性社員の定着やキャリアアップ等を目的として、先輩社員が後輩社員の成長を支援する「メンターメンティー制度」を導入しています。

[女性活躍のための取組]

- ・ホシザキグループ全体で2020年までに女性の管理職割合を10%とする「レディース10」を目標に掲げ、管理職手前の職階にある女性社員を対象とした研修を行っています。

[育児休業等取得状況]

- ・計画期間中の育児休業取得率が、女性社員は100%、男性社員は20%でした。

ワークライフバランスについて全社一丸となって取り組んだからこそ認定を受けることができたと考えております。育児休業や有給休暇取得等、「お互い様」の気持ちが必要です。これからも「お互い様」の気持ちを大切に良い会社、家族や知人に自慢できる会社を全員で築きあげて行きます。



初育児奮闘中！！

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>